『朱子語類』巻四十三訳注（二）

中嶋　諒・志村敦弘
（『朱子語類』子路篇研究會）

序　言

本稿は、『朱子語類』巻四十三（『論語』子路篇）の訳注である。本「訳注（二）」は、「訳注（一）」（『中国哲学研究』第三四号、東京大学中国哲学研究会刊）に続くものであり、「子路曰衞君待子章」・「樊遲請學稼章」・「誦詩三百章」を公表する。

当会の参加者および各条の訳注担当者は、小幡敏行（横浜市立大学教授）、志村敦弘（東洋大学東洋学研究所奨励研究員、「子路曰衞君待子章」［路３・８］～［路３・14］・「樊遲請學稼章」［路４・１］・「誦詩三百章」［路５・１］）、中嶋諒（明海大学講師、「子路曰衞君待子章」［路３・１］～［路３・７］）、原信太郎アレ

シャンドレ（駒澤大学講師）、渡邊賢（埼玉大学非常勤講師）である。

なお凡例については、前掲「訳注（一）」の冒頭に挙げたので、適宜参照されたい。

朱子語類巻第四十三　論語二十五　子路篇（二）

［路3］子路曰衛君待子[1]章

○子路曰、衛君待子而爲政、子將奚先。【衛君、謂出公輒也。是時魯哀公之十年、孔子自楚反乎衛。】子曰、必也正名乎。【是時出公不父其父、而禰其祖、名實紊矣、故孔子以正名爲先。謝氏曰、正名雖爲衛君而言、然爲政之道、皆當以此爲先。】子路曰、有是哉、子之迂也。奚其正。【迂、謂遠於事情、言非今日之急務也。】子曰、野哉由也。君子於其所不知、蓋闕如也。【野、謂鄙俗。責其不能闕疑、而率爾妄對也。】名不正、則言不順。言不順、則事不成。【楊氏曰、名不當其實、則言不順。言不順、則無以考實、而事不成。】事不成、則禮樂不興。禮樂不興、則刑罰不中。刑罰不中、則民無所措手足。【中、去聲。○范氏曰、事得其序之謂禮、物得其和之謂樂。事不成、則無序而不和、故禮樂不興。禮樂不興、則施之政事、皆失其道。故刑罰不中。】故君子名之、必可言也。言之、必可行也。君子於其言、無所苟而已矣。【程子曰、名實相須。一事苟、則其餘皆苟矣。○胡氏曰、衛世子蒯聵、恥其母南子之淫亂、欲殺之不果而出奔。靈公欲立公子郢、郢辭。公卒、夫人

立之、又辭。乃立蒯聵之子輒、以拒蒯聵。夫蒯聵欲殺母、得罪於父、而輒據國以拒父。皆無父之人也。其不可有國也明矣。夫子爲政、而以正名爲先。必將具其事之本末、告諸天王、請于方伯、命公子郢而立之。則人倫正、天理得、名正言順、而事成矣。夫子告之之詳如此。而子路終不喻也。故事輒不去、卒死其難。徒知食焉不避其難之爲義、而不知食輒之食爲非義也。】

校　勘

（1）子路曰…君待子―「子路曰衞君待子」は、楠本本は「衞君待子爲政」に作る。

［路３・１／四三・一〇］

本　文

亞夫問衞君待子爲政章。曰、[1]其初只是一箇名不正、便事事都做不得。禮樂不興、刑罰不中、便是箇大底事不成。問、禮樂不興、疑在刑罰不中之後、今何故却云禮樂不興而後刑罰不中。曰、禮之所去、刑之所取。禮樂既不興、則刑罰宜其不中。又曰、禮是有序、樂是和樂。既事不成、如何得有禮樂耶。【時舉】

校　勘

（1）曰―「曰」は、楠本本は「曰」の上に「先生」がある。

訓　読

亞夫「衞君　子を待ちて政を爲す」章を問ふ。[1] 曰はく、其の初めは只だ是れ一箇の「名　正しからざ」るのみなるも、便ち事事　都て做し得ず。「禮樂　興らず」、「刑罰　中(あた)らざ」れば、便ち是れ箇の大なる「事　成らざる」なり、と。問ふ、「禮樂　興らず」は、疑ふらくは「刑罰　中らず」の後に在り、今　何の故に却つて「禮樂　興らず」と云ひて後に「刑罰　中らざら」ん、と。曰はく、禮の去る所は、刑の取る所なり。[2] 禮樂　既に興らざれば、則ち刑罰　宜しく其れ中らざるべし、と。又曰はく、「禮」は是れ序有り、「樂」は是れ和樂たり。[3] 既に「事　成らず」、如何ぞ禮樂有るを得んや、と。【時舉[4]】

口語訳

曼亜父（淵）が「衛君　子を待ちて政を為す」章について質問した。

（朱熹が）いった、「当初、たった一つ「名　正しからざ」るのみであったとしても、あらゆることが立ち行かなくなってしまう。「礼楽　興らず」、「刑罰　中らず」であったならば、大いに「事　成らず」になってしまうのだ。」と。

質問した、「「礼楽　興らず」は、おそらくは「刑罰　中らず」の後文にあるものでしょう。しかしいま

どうして「礼楽 興らず」と言われた後に、「刑罰 中らず」とあるのでしょうか。」と。

（朱熹が）いった、「礼が失われたところに、刑が執行されるものだ。礼楽が興らない以上、必ず刑罰は中らなくなることだろう。」と。

さらに（朱熹が）いった、「「礼」とは秩序があることであり、「楽」とは調和し楽しむことである。「事成らず」である以上、どうして礼楽がありえようか。」と。【潘時挙録】

注

（1）亞夫「衞…を問ふ―「亞夫」は、曼淵のこと。「亞夫」はその字。曼淵は、号は蓮塘、涪陵（四川省）の人。『学案』巻六九・『資料索引』第三二〇五頁・『門人』第二六六頁・『年攷』第二二三頁・『書院』第一八九頁を参照。

（2）禮の去…所なり―「禮之所去、刑之所取」は、『後漢書』陳寵伝に「臣聞禮經三百、威儀三千、故甫刑大辟二百、五刑之屬三千。禮之所去、刑之所取、失禮則入刑、相爲表裏者也。」（中華書局標点本、第一五五四頁）とある。

（3）又曰は…樂たり―「禮是有序、樂是和樂」は、『礼記』楽記篇に「樂者、天地之和也。禮者、天地之序也。」とあり、また『集注』当該章に引く范祖禹の説に「事得其序之謂禮、物得其和之謂樂。」とある。

（4）時擧―「時擧」は、潘時挙。字は子善、台州臨海県（浙江省）の人。『学案』巻六九・『資料索引』第三

六四三頁・『門人』第三二八頁・『年攷』第二二〇頁・『書院』第一七二頁を参照。

［路３・２／四三・一一］

本　文

文振問、何以謂之事不成、則禮樂不興。曰、事不成、以事言。禮樂不興、以理言。蓋事不成、則事上都無道理了、説甚禮樂。亞夫問、此是禮樂之實、還是禮樂之文。曰、實與文原(1)相離不得。譬如影便有形、要離那形説影不得。【時擧】

校　勘

（1）原―「原」は、楠本本・正中書局本・朝鮮整版本・和刻本は「元」に作る。

訓　読

文振問ふ(1)、何を以て之を「事　成らざれば、則ち禮樂　興らず」と謂ふか、と。曰はく、「事　成らず」は、事を以て言ふ。「禮樂　興らず」は、理を以て言ふ。蓋し「事　成らざれ」ば、則ち事上に都て道理無くして了はり、甚(なに)の禮樂をか説かん、と。亞夫問ふ(2)、此れは是れ禮樂の實か、還是(は)た禮樂の文か、と。曰はく、

實と文と原(もと)より相離れ得ず。譬如へば影は便ち形有り、要(も)し那の形を離るれば、影を説き得ず、と。【時舉(3)】

口語訳

鄭文振（南升）が質問した、「どうして「事 成らざれば、則ち礼楽 興らず」と言われているのでしょうか。」と。

朱熹がいった、「「事 成らず」とは、事柄の側面から言っており、「礼楽 興らず」とは、理の側面から言っている。思うに「事 成らず」であれば、あらゆることに道理がなくなってしまい、そこにどういう礼楽を説くというのだ。」と。

曼亜父（淵）が質問した、「ここ（で言われているの）は礼楽の実でしょうか、それとも礼楽の文でしょうか。」と。

朱熹がいった、「実と文とは、そもそも引き離すことができないものである。たとえば影には（その影のもととなる）形があるもので、もしもその形から引き離してしまっては、影を説くことはできない。」と。【潘時挙録】

注

（1）文振問ふ―「文振」は、鄭南升のこと。「文振」はその字。「訳注（一）」［路1・3／四三・三］条に既出（その注（1）を参照）。

（2）亞夫問ふ―「亞夫」は、曼淵のこと。「亞夫」はその字。［路3・1／四三・一〇］条に既出（その注（1）を参照）。

（3）時擧―「時擧」は、潘時挙のこと。［路3・1／四三・一〇］条に既出（その注（4）を参照）。

［路3・3／四三・一二］

本　文

事(1)不成、是粗説那事做不成。禮樂不興、是和這理也没了(2)。事、只是説他(3)做出底。禮樂、却是那事底理。禮樂只是一件物事。安頓得齊齊整整、有次序、便是禮。無那乖爭底意思、便是樂。【植】

校　勘

（1）事―「事」は、正中書局本は空格に作る（あるいは版木の破損か）。

（2）了―「了」は、楠本本は「子」に作る。

（3）他―「他」は、楠本本・正中書局本・朝鮮整版本・和刻本は「它」に作る。

訓　読

「事　成らず」は、是れ粗く那の事の做して成らざるを説く。「禮樂　興らず」は、是れ這の理和(す)ら也た没くして了はる。「事」は、只是だ他の做し出だす底を説くのみ。「禮樂」は、却つて是れ那の事の理たり。「禮樂」は只だ是れ一件の物事たり。安頓し得て齊齊頓頓として、次序有るは、便ち是れ「禮」たり。那の乖爭の意思無きは、便ち是れ「樂」たり。【植[1]】

口語訳

「事　成らず」とは、あることがうまくいかないことを大まかに言ったものである。「礼楽　興らず」とは、理すらも失われてしまったことをいうのである。「事」は、誰かが行動したことをいうのみである。「礼楽」は、その（行動した）ことの理である。「礼楽」は、（二つで）一つのことに過ぎない。しかしきちんとところを得て、秩序があることが、すなわち「礼」である。いさかいの意図がないことが、すなわち「楽」である。【潘植録】

注

（1）植―「植」は、潘植。「訳注（一）」［路2・1／四三・六］条に既出（その注（1）を参照）。

［路３・４／四三・一三］

本　文

或問、如何是事不成後禮樂便不興。禮樂不興後却如何便刑罰不中。曰、大凡事須要節之以禮、和之以樂。事若不成、則禮樂無安頓處。禮樂不興、則無(1)序不和。如此、則用刑罰者安得不顚倒錯亂。諸家説各有所長、可會而觀之。【去僞(2)】

校　勘

（1）無―「無」は、楠本本は「天」に作る。

（2）去僞―「去僞」は、楠本本は「祖道説同」に作る。

訓　読

或ひと問ふ、如何にして是れ「事　成らず」の後に禮樂　便ち興らざらん。「禮樂　興らず」の後に、却つて如何にして便ち「刑罰　中らざら」ん、と。曰はく、大凡　事は須要らく之れを節するに禮を以てし、之れに和するに樂を以てす。事　若し成らざれば、則ち禮樂に安頓する處無し。「禮樂　興らざれ」ば、則ち

序無くして和せず。此くの如ければ、則ち刑罰を用ふる者　安んぞ顚倒錯亂せざるを得ん。諸家の説に各おの長ずる所有り、會して之を觀るべし[1]、と。【去僞[2]】

口語訳

ある人が質問した、「どうして「事　成らず」の後文に、「礼楽　興らず」とあるのでしょうか。どうして「礼楽　興らず」の後文に、「刑罰　中らず」とあるのでしょうか。」と。

朱熹がいった、「およそ事は、必ず「礼」によって節度をもたせて、楽によって調和する。もしも事が成り立たなければ、礼楽には拠りどころがなくなってしまう。「礼楽　興らず」であれば、秩序はなく調和することもない。このようであれば、刑罰を下すものが、どうして倒錯混乱しないであろうか。諸家の説にも、それぞれ優れた点はあるので、併せて参観されたい。」と。【金去偽録】

注

（1）諸家の…べし、と―「諸家説」は、『集注』当該章に引く楊時、范祖禹、程顥、胡氏（胡安国、あるいは胡寅）らの説を指すか。

（2）去僞―「去僞」は、金去偽。「訳注（一）」［路1・5／四三・五］条に既出（その注（2）を参照）。

［路３・５／四三・一四］

本　文

楊問、注[1]謂、言不順、則無以考實而事不成。此句未曉。曰、實、即事也。又問、言與事、似乎不相涉。曰、如何是不相涉。如一人[2]被火、急討[3]水來救始得、却教它討火來、此便是言不順、如何濟得事。又如人捉賊、走東去[4]、合[5]從東去捉、却教它走從西去、如何捉得[6]。皆言不順做事不成。若就衞論之、輒、子也、蒯聵是父。今也、以兵拒父、是以父爲賊、多少不順。其何以爲國、何以臨民。事既不成、則顚沛乖亂、禮樂如何會興、刑罰如何會中。明道所謂一事苟、其餘皆苟、正謂此也。又問、子路之死於衞、其義如何。曰、子路只見得下一截道理、不見上一截道理。孔悝之事、它知道是食焉不避其難[7]、却不知食出公之食爲不義。東坡嘗論及此。問、如此、是它當初仕衞便不是。曰、然。【寓。集注。總論[8]。】

校　勘

（1）注―「注」は、楠本本・正中書局本・朝鮮整版本・和刻本は「註」に作る。

（2）一人―「一人」は、楠本本は「一人」の上に「那」がある。

（3）討―「討」は、楠本本は「詩」に作る。

（4）走東去―「走東去」は、楠本本は「走東去」の上に「一般」がある。

（5）合―「合」は、楠本本は「合當」に作る。
（6）捉得―「捉得」は、楠本本は「捉得獲」に作る。
（7）其難―「其難」は、楠本本は「其難」の下に「這合當如此」がある。
（8）寓集注總論―「寓集注總論」は、楠本本には無い。正中書局本・朝鮮整版本・和刻本は「集注」の上に「○」（圈点）がある。

訓　読

楊問ふ[1]、注に「言　順はざれば、則ち以て實を考ふること無くして事　成らず」と謂ふ[2]。此の句　未だ曉らかならず、と。曰はく、實は、即ち事なり、と。又問ふ、言と事とは、相ひ涉はらざるに似たり、と。曰はく、如何ぞ是れ相ひ涉はらざる。一人　火を被るが如きは、急ぎて水を討ね來たり、救ひて始めて得、却つて它をして火を討ね來たらしむれば、此れ便是ち「言　順はず」、如何ぞ事を濟し得ん。又　人　賊の東に走り去くを捉ふるが如きは、合に東從り去き捉ふるべきも、却つて它をして走りて西從り去かしむれば、如何ぞ捉へ得ん。皆な「言　順はず」して「事　成らず」と做す。若し衞に就きて之を論ずれば、輒は子なり、蒯聵は是れ父なり[3]。今や、兵を以て父を拒むは、是れ父を以て賊と爲し、多少　順はざらん。其れ何を以て國を爲め、何を以て民に臨まん。事　既に成らざれば、則ち顚沛　乖亂し、禮樂　如何ぞ會に興るべく、刑罰　如何ぞ會に中るべけん。明道の所謂　一事　苟くもすれば、其の餘　皆な苟くもすとは[4]、正に

此れを謂ふなり、と。又問ふ、子路の衞に死するは、其の義 如何、と。曰はく、子路は只だ下の一截の道理を見得るのみにして、上の一截の道理を見ず。孔悝の事、它 是れ焉を食むは其の難を避けざるを知道するも[5]、却つて出公の食を食むを不義と爲すを知らず。東坡 嘗て此れに論及す[6]、と。問ふ、此くの如ければ、是れ它 當初 衞に仕ふるは便ち是ならざらん、と。曰はく、然り、と。【寓[7]。集注。總論。】

口語訳

楊氏が質問した、「『集注』（に引く楊時の語）に「言 順わざれば、則ち以て実を考うること無くして事成らず」とあります。この句がよく分かりません。」と。

朱熹がいった、「実とは、すなわち事である。」と。

また質問した、「言と事とは、関係がないようですが。」と。

朱熹がいった、「どうして関係がないことがあろうか。火災に遭っている人がいれば、急いで水を求めて、その人を救ってやってこそよい。かえってその人に火を持ってこさせようとすれば、それこそ「言順わず」であり、どうしてうまくいくであろうか。また東に走り去った盗賊をつかまえる人がいたとすれば、東に向かってつかまえに行くべきである。かえってその人を西に行かせたとすれば、どうしてつかまえることができるであろうか。これらはみな「言 順わず」であるから、「事 成らず」なのである。もしも衛の国について論ずるならば、出公輒は子であり、荘公蒯聵はその父である。いま（輒が）出兵して父

（の蒯聵が帰国すること）を拒絶したのは、父を賊徒と見なしたということであり、大いに（言）順わずである。（かくして輒は）いかにして国を統べ、いかにして民を治めるというのであろうか。すでに「事成らず」であれば、つまずき乱れて、どうして礼楽が興り、どうして刑罰が中ることができようか。程明道（顥）が「（名と実のどちらか）片方でもいい加減にすれば、もう片方もいい加減になる」と言ったのは、まさにこのことである。」と。

また質問した、「子路が衛で死んだのは、どういう意味でしょうか。」と。

朱熹がいった、「子路は、ただ手近な道理を理解しただけで、一段上の道理を見ることがなかった。孔悝のことに対して、子路は、家禄を受ける者は、その災難を避けることはないとは分かっていたが、出公輒から家禄を受けることは不義であるとは分からなかった。かつて蘇東坡（軾）も、このことについて論及した。」と。

質問した、「このようであれば、子路が衛にはじめて仕えたことは、正しくなかったのですね。」と。

朱熹がいった、「その通りだ。」と。【徐寓録。『集注』について。総論。】

注

（1）楊問ふ――「楊」は未詳。本条の記録者である徐寓と同席していた可能性のある楊姓の門人として、楊道

夫、楊仕訓、楊履正、楊至が挙げられる（『年攷』第一六四頁）が、そのいずれかであろうか。

（2）注に「言…と謂ふ―「言不順、則無以考實、而事不成」は、『集注』当該章に引く楊時の語。

（3）若し衛…父なり―「輒」は、衛の君主である出公を指す。霊公の孫で、荘公蒯聵の子にあたる。「蒯聵」は、同じく衛の君主である荘公を指す。霊公の子で、出公輒の父にあたる。出公と荘公が親子同士で争ったことは、『史記』仲尼弟子列伝に、「初、衛靈公有寵姬曰南子。靈公太子蕢聵得過南子、懼誅出奔。及靈公卒而夫人欲立公子郢。郢不肯、曰、亡人太子之子輒在。於是衛立輒爲君、是爲出公。出公立十二年、其父蕢聵居外、不得入。」（中華書局標点本、第二一九三頁）とあるのなどに詳しい。これに拠れば、まず衛の霊公の子である蒯聵が、霊公の寵愛する南子を殺害しようとしたことが発覚し、国外に追放された。その後、霊公が没すると、南子はその末子、郢を擁立しようとしたが、郢はそれを固辞したため、霊公の孫にして蒯聵の子にあたる輒が即位した。そしてそれから十数年にわたり、輒は蒯聵が衛に帰国することを許さなかったことが分かる。

（4）明道の…すとは―「明道」は、程顥の号。程顥（一〇三二～一〇八五）は、字は伯淳、河南府伊陽県（河南省）の人。朱熹が私淑する二程子（程頤・程顥）の兄であり、またいわゆる「北宋五子」の一人でもある。『宋史』巻四二七・『学案』巻一三・『資料索引』第三〇二五頁などを参照。

（5）孔悝の…するも―「孔悝」は、衛の霊公の娘（蕢聵の姉）である伯姫の子で、衛の大夫であった。また子路は、この孔悝に仕える陪臣であった。衛の出公十三年（前四八〇年）、孔悝は蕢聵とともに、出公輒

に対して反乱を起こし、出公を放逐、蒉聵は即位して荘公となった。以上の経緯については、『史記』仲尼弟子列伝に「子路爲衞大夫孔悝之邑宰。蒉聵乃與孔悝作亂、謀入孔悝家、遂與其徒襲攻出公。出公奔魯、而蒉聵入立、是爲莊公。方孔悝作亂、子路在外。聞之而馳往。遇子羔出衞城門。謂子路曰、出公去矣、而門已閉、子可還矣。毋空受其禍。子路曰、食其食者不避其難。子羔卒去。有使者入城、城門開、子路隨而入。造蒉聵。蒉聵與孔悝登臺。子路曰、君焉用孔悝。請得而殺之。蒉聵弗聽。於是子路欲燔臺、蒉聵懼、乃下石乞、壺黶攻子路、擊斷子路之纓。子路曰、君子死而冠不免。遂結纓而死。」（中華書局標点本、第二一九三頁）とある。なおこのとき国外にいた子路は、帰国しこの反乱を非難したところ、かえって蒉聵に殺害された。「食焉不避其難」は、子路が衛に帰国するさい、あえて危険を犯すことを承知で発せられたことばを踏まえたものである。なおこの子路のエピソードは、右の仲尼弟子列伝のほかに、衛康叔世家にも見え、そこに「子路入、及門、公孫敢闔門、曰、毋入為也。子路曰、是公孫也。求利而逃其難。由不然、利其祿、必救其患。有使者出、子路乃得入。曰、太子焉用孔悝。雖殺之、必或繼之。且曰、太子無勇。若燔臺、必舍孔叔。太子聞之、懼、下石乞、盂黶敵子路、以戈擊之、割纓。子路曰、君子死、冠不免。結纓而死。」（中華書局標点本、第一六〇一頁）とある。

（6）東坡―「東坡」は、蘇軾。東坡は号。蘇軾に『論語』の注釈書があったことは、「訳注（一）」［路1・2／四三・二］条に既出（その注（2）を参照）。なお曽棗荘・舒大剛主編『三蘇全書』（語文出版社、二〇〇一年三月）第三冊には、蘇軾の『論語』にかんする佚文をまとめた『論語説』を収録し、当該章につ

いても言及がある（第二二八～二二九頁）。

（7）寓―「寓」は、徐寓のこと。「訳注（一）」［路1・1／四三・一］条に既出（その注（4）を参照）。

［路3・6／四三・一五］

本　文

問、衞君欲召孔子爲政、而孔子欲先正名。孔子既爲之臣(1)、復欲去出公、亦豈人情。曰、惟孔子而後可。問、靈公既逐蒯聵、公子郢辭不立、衞人立輒以拒蒯聵。論理、輒合下便不當立、不待拒蒯聵而後爲不當立也。曰、固是。輒既立、蒯聵來爭必矣。【備】

校　勘

（1）臣―「臣」は、楠本本は「目」に作る。

訓　読

問ふ、衞君 孔子を召して政を爲すを欲するも、孔子 先づ名を正さんと欲す。孔子 既に之が臣と爲り、復た出公を去らしめんと欲するは、亦た豈に人情ならんや、と。曰はく、惟だ孔子のみにして後に可なり、

と。問ふ、靈公 既に蒯聵を逐ひ、公子郢 辭して立たず、衛人 輒を立て以て蒯聵を拒む。[1] 理を論ずれば、輒は合下に便ち當に立つべからず、蒯聵を拒むを待ちて後に當に立つべからずと爲すにあらざるなり、と。曰はく、固に是なり。輒 既に立てば、蒯聵 來たりて爭ふこと必せり、と。【備[2]】

口語訳

質問した、「衛の君主（である出公輒）は、孔子を召し寄せて、政治を行おうとしましたが、孔子はまず名を正すことを求めました。孔子は（召し寄せられて）輒の臣下となっていながら、輒を退けさせようとしましたが、それがどうして人情といえましょうか。」と。

朱熹がいった、「ただ孔子のみができることである。」と。

質問した、「衛の霊公は、すでに蒯聵を放逐し、公子の郢も辞退して即位しなかったので、衛人たちは輒を擁立し、蒯聵を拒むこととなりました。道理を語るのであれば、出公輒はそもそも擁立すべきではなかったのであり、蒯聵が拒まれたから擁立すべきではないということになったのではないのですね。」と。

朱熹がいった「まことにその通りだ。輒が即位してしまった以上、蒯聵が戻ってきて争いとなったことは必定である。」と。【沈僩録】

注

（1）靈公既…を拒む―この経緯については、前条［路3・5／四三・一四］条に既出（その注（3）、および注（5）を参照）。

（2）僩―「僩」は、沈僩。字は荘仲、温州永嘉県（浙江省）の人。『学案』巻六九・『資料索引』第六八四頁・『門人』第一三三頁・『年攷』第一五七頁・『書院』第二〇六頁などを参照。

［路3・7／四三・一六］

本　文

必也正名乎。孔子若仕衞、必先正其君臣父子之名。如蒯聵不當立、輒亦不當立、當去輒而別立君以拒蒯聵。晉趙鞅欲立蒯聵。聖人出時、必須大與他(1)剖判一番、教它知箇是與不是。」亞夫問、論道理、固是去輒、使國人自拒蒯聵。以事情論之、晉人正主蒯聵、勢足以壓衞(2)、聖人如何請于天子、請于方伯。天子既自不奈何、方伯又是晉自做、如何得。曰、道理自是合如此了。聖人出來、須自能使晉不爲蒯聵。賀孫因問、如請討陳(3)常之事、也只是據道理、不論事情。曰、如這一兩件大事、可惜聖人做不透。若做得透、使三綱五常既壞而復興、千條萬目自此而更新。聖人年七八十歲、拳拳之心、終做不成。【賀孫】

校　勘

（1）他―「他」は、朝鮮整版本は「它」に作る。
（2）衞―「衞」は、楠本本は「魯」に作る。
（3）陳常―「陳常」は、楠本本は「陳恆」に作る。

訓　読

「必ず名を正さんか」。孔子　若し衞に仕ふれば、必ず先づ其の君臣父子の名を正す。如し蒯聵　當に立つべからざれば、輒も亦た當に立つべからず、當に輒を去らせて別に君を立て以て蒯聵を拒むべし。晉の趙鞅　蒯聵を立てんと欲す[1]。聖人　出づるの時、必ず須らく大いに他と剖判すること一番、它をして箇の是と不是とを知らしむべし、と。亞夫　問ふ[2]、「道理を論ずれば、固是より輒を去らせ、國人をして自ら蒯聵を拒ましむ。事情を以て之を論ずれば、晉人　正に蒯聵を主とし、勢　以て衞を壓するに足るに、聖人　如何にして天子に請ひ、方伯に請はん。天子　既自に奈何ともせず、方伯も又是た晉　自ら做し、如何にして得ん、と。曰はく、道理　自是ら合に此くの如かるべくして了はる。聖人　出で來たるに、須自らく能く晉をして蒯聵を爲さざらしむ、と。賀孫　因りて問ふ[3]、陳常を討たんと請ふの事の如きも[4]、也た只是だ道理に據り、事情を論ぜず、と。曰はく、這の一兩件の大事の如きは、聖人の做し透さざるを惜しむべし。若し做し得て透せば、三綱五常の既に壞るるをして復た興さしめ、千條萬目　此れ自りして更新す。聖人　年七八十歲、拳拳の心、終に做して成らず、と。【賀孫】

口語訳

「必ず名を正さんか」について。もしも孔子が衛に仕官したならば、必ずまずは君臣父子の名を正したことであろう。もしも荘公蒯聵が即位すべきでないのであれば、出公輒もまた即位すべきではなく、輒を退けて別に君主を即位させ、蒯聵も拒むべきである。晋の趙鞅は、蒯聵を擁立させようとしていた。聖人が政治の場に立ったならば、必ず蒯聵についてひと通り分析して、その是と不是とを知らしめようとするはずだ。

　曼亜父（淵）が質問した、「道理を論ずるならば、もとより輒を退けて、衛人自身に蒯聵を拒絶させることです。しかし事情をもって論ずるならば、晋人はまさに蒯聵を（衛の）君主として、その勢いも衛を圧倒するに十分でありますから、聖人はいかにして（蒯聵を衛の君主としないことを）天子に請願し、諸侯に請願するというのでしょう。すでに天子自身もどうすることもできず、諸侯もまた晋がなすことにどうすることができるでしょうか。」と。

　朱熹がいった、「道理はおのずからこのようにあるべきである。聖人が政治の場に立ったとすれば、晋人に蒯聵（を衛の君主）にさせないことができるであろう。」と。

　葉賀孫（わたし）がこれにちなんで質問した、「（孔子が）田恒を討伐することを（魯の哀公に）求めたことなども、また道理のみに拠るべきで、事情を論じないことですね。」と。

朱熹がいった、「これら一、二の重大なことのごときは、残念ながら、聖人がなし尽くせなかったことである。もしもなし尽くしていたならば、すでに失われてしまった三綱五常を元どおりにさせて、あらゆることをこれより新たにさせる。聖人（孔子）の年齢は、七、八十歳にして、その恭しい心は、ついに行き届かなかったのである。」と。【葉賀孫録】

注

（1）晉の趙…と欲す―「趙鞅」は、春秋時代の晉の政治家。趙簡子と称される。衛の靈公四二年（前四九三年）、靈公が没し、出公輒が擁立された際、追放された蒯聵をかくまった。『史記』孔子世家に、「夏、衛靈公卒、立孫輒、是爲衛出公。六月、趙鞅内太子蒯聵于戚。陽虎使太子絻、八人衰絰、僞自衛迎者、哭而入、遂居焉。冬、蔡遷于州來。是歳魯哀公三年、而孔子年六十矣。齊助衛圍戚、以衛太子蒯聵在故也。」（中華書局標点本、第一九二七頁）とあり、また衛康叔世家に「六月乙酉、趙簡子欲入蒯聵、乃令陽虎詐命衛十餘人衰絰歸、簡子送蒯聵。衛人聞之、發兵擊蒯聵。蒯聵不得入、入宿而保、衛人亦罷兵。」（中華書局標点本、第一五九九頁）とある。その後、衛の出公十三年（前四八〇年）、趙鞅が軍を率いて衛を攻めるとともに、黄聵らが出公輒に対して反乱を起こし、出公を放逐、黄聵は即位して荘公となった。［路3・5／四三・一四］条に既出（その注（5）を参照）。

（2）亞夫 問ふ―「亞夫」は、曼淵の字。曼淵は、［路3・1／四三・一〇］条に既出（その注（1）を参

照）。

（3）賀孫　因りて問ふ―「賀孫」は、葉賀孫のこと。「訳注（一）」［路1・3／四三・三］条に既出（その注（6）を参照）。

（4）陳常を…如きも―「陳常」は、田恒。姓は嬀、氏は田あるいは陳、諱は恒あるいは常。春秋時代の斉の大夫で、斉の政権を掌握した人物。田恒とともに斉の宰相であった闞止（字は子我）は、田氏の宗主である田恒を殺害し、闞止に仕えていた田豹（田恒の遠縁にあたる）を新たな宗主にしようと謀略した。これに対して、ときの君主である簡公もそれを望んだが、闞止の謀略は失敗し、簡公は闞止とともに田恒ら兄弟により殺害されてしまった。以上の経緯については、『史記』田敬仲完世家に「田氏疏族田豹事子我有寵。子我曰、吾欲盡滅田氏適、以豹代田氏宗。豹曰、臣於田氏疏矣。不聽。已而豹謂田氏曰、子我將誅田氏、田氏弗先、禍及矣。子我舍公宮、田常兄弟四人乗如公宮、欲殺子我。子我閉門。簡公與婦人飲檀臺、將欲擊田常。太史子餘曰、田常非敢爲亂、將除害。簡公乃止。田常出、聞簡公怒、恐誅、將出亡。」（中華書局標点本、一八八三頁）とあるのに詳しい。またこの件について、『論語』憲問篇第二二章には「陳成子弑簡公。孔子沐浴而朝、告於哀公曰、陳恆弑其君。請討之。公曰、告夫三子。孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也。君曰、告夫三子者。之三子告。不可。孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也。」とある。すなわち本条に「請討陳常之事」とあるのは、君主簡公を弑逆した田恒（陳恒）を討つよう、孔子が魯の哀公に要請したことを指す。なおこの章に対する朱熹の議論については、志村敦弘・中嶋諒「『朱子語類』

巻四十四訳注（四）」（『論叢アジアの文化と思想』三一、二〇二三年一月）の［憲(15)22］陳成子弑簡公章（第一一六～一二四頁）を参照。

（［路3・1／四三・一〇］～［路3・7／四三・一六］条担当　中嶋　諒）

［路3・8／四三・一七］

本　文

呉伯英問、若[1]使夫子爲衛政、不知果能使出公出從蒯聵否。曰、聖人行事、只問義之合與不合、不問其能與不能也。若使每事只管計較其能與不能、則豈不惑於常情利害之私乎。此在學者尤宜用力。而況聖人乎。【壯[2]祖】

校　勘

（1）若―「若」は、楠本本は「若」の上に「衛君待子而爲政」がある。

（2）莊祖―「莊祖」は、楠本本は「處謙」に作る。

訓　読

呉伯英問ふ、若使し夫子をして衞の政を爲せば、知らず、果たして能く出公をして出でて蒯聵に從はしむるや否や、と。曰はく、聖人の行事は、只だ義の合ふと合はざるとを問ふのみにして、其の能くすと能くせざるとを問はざるなり。若使し事毎に只管ら其の能くすと能くせざるとを計較すれば、則ち豈に常情利害の私に惑はざらんや。此れ學者に在りては尤も宜しく力を用ふべし。而るを況んや聖人をや、と。【壯祖】

口語訳

呉伯英（雄）が質問した、「もし孔子が衛の政治を執れば、果たして出公（輒）を（その父）蒯聵に従わせることができたのでしょうか。」と。

（朱熹が）いった、「聖人の行いは、正義に適うか否かをこそ問うのであって、できるできないは問わないものだ。もし何をするにもできるできないばかりを計算しているなら、人の常としての利害（への固執）の欲に惑わされずにはおれまい。これは学ぶ者において特に努力しなくてはいけない。聖人なら尚更（努力しているの）だ。」と。【李壯祖録】

注

（1）呉伯英問ふ―「呉伯英」は、名は雄。岳州平江県（湖南省）の人。陽平先生と称された。一一九三～一一九四年頃、蔡元定の紹介により朱熹に師事。陽平書院を設立。星緯、占候、孫呉の兵法に通じたという。『学案補遺』巻六九・『資料索引』第一一一二頁・『年攷』第二六二頁・『門人』第五八頁・『書院』第一七一頁などを参照。

（2）壯祖―「壯祖」は、李壯祖。字は処謙（校勘の（2）も参照）。邵武軍光沢県（福建省）の人。嘉定四年（一二一一）の進士。一一八八～一一九〇年、一一九二～一一九四年、一一九九年の三次にわたり朱熹に師事。本条では、呉伯英との同席が認められるため、第二次師事期のものである。『学案』巻六九・『資料索引』第九八〇頁・『年攷』第一〇六～一〇八頁・『門人』第七七頁・『書院』第一一九頁などを参照。

［路3・9／四三・一八］[1]

本　文

問、夫子得政於衞、須有所廢立否。曰、亦只是説與他、令自爲去就、亦難爲迫逐之。【必大】

校　勘

（1）本条は楠本本巻四三には無い。

訓　読

問ふ、夫子政を衞に得れば、須らく廢立する所有るべきや否や、と。曰はく、亦た只是だ他に説與(せつよ)して[1]、自ら去就を爲さしむるのみなるも、亦た迫りて之れを逐ふを爲し難し、と。【必大[2]】

口語訳

質問した、「孔子が衛で政治を任せられれば、きっと（国君の）廃立をするに違いないでしょうね。」と。（朱熹が）いった、「やはり彼（出公輒）に説いて彼自身に進退を決めさせるより他にないが、やはり（その輒に退位を）迫ってこれを放逐するのは難しかろう。」と。【呉必大録】

注

（1）亦た只…與して―「説與」は、「説き聞かせる、話してやる」の意。入矢義高・古賀英彦『禅語辞典』（思文閣出版、一九九一年）に、「動詞のあとについて「与える」という意を添える」（第四六〇頁）という。この語と解説は、渡邊賢・原信太郎アレシャンドレ・志村敦弘「『朱子語類』巻四十四訳注（五）」（『中国哲学研究』三三、二〇二三年一二月）［憲26（37）・3／四四・八七］条にも見える（その注（22）を参照）。

（2）必大―「必大」は、呉必大のこと。「訳注（一）」［路2・4／四三・四］条に既出（その注（3）を参照）。

［路3・10／四三・一九］[1]

本　文

胡文定説輒事、極看得好。【可學】

校　勘

（1）本条は楠本本巻四三には無い。

訓　読

胡文定　輒の事を説くに[1]、極めて看得て好し。【可學[2]】

口語訳

胡文定（安国）の輒についての議論は、見識が極めて素晴らしい。【鄭可学録】

注

（1）胡文定…説くに―「胡文定」は、胡安国（一〇七三～一一三八）の諡。字は康侯、「文定」はその号。建寧崇安（福建省）の人。紹聖四年（一〇九七年）の進士。荊南州学教授、提挙江東路学事、中書舎人兼侍講などを歴任。程門の游酢、謝良佐、楊時らと交わる。湖南学派の祖。著作に『春秋胡氏伝』『資治通鑑挙要補遺』などがある。胡宏、胡寅はその子。『学案』巻三四・『学案補遺』巻三四・『宋史』巻四三五・『資料索引』第一五九一頁などを参照。ここでは彼の『胡氏春秋伝』のどの議論を目してかく言うのかは不明であるが、あるいは次条［路3・11／四三・二〇］に論じられている、父子間の道理を重視するということではないかと思われる。次条の注（1）を参照。

（2）可學―「可學」は、鄭可学（一一五二～一二一二）。字は子上、持斎と号した。興化軍莆田県（福建省）の人。朱熹の子弟教育を任された高弟である。著に、『春秋博議』『師説』などがある。『年攷』によれば、一一八七～八八年、一一九〇～九一年、一一九三年、一一九八年に朱熹に師事。『学案』巻六九・『資料索引』第三六八六頁・『年攷』第八三～九四頁・『門人』第二三六～二三七頁・『門人』第一一五頁などを参照。

［路３・11／四三・二〇］(1)

本　文

問、胡氏之説、只是論孔子爲政正名、事理合如此。設若衞君用孔子、孔子既爲之臣而爲政、則此説亦可通否。曰、聖人必不肯北面無父之人。若輒有意改過遷善、則孔子須先與斷約、如此方與他做。以姚崇猶先以十事與明皇約、然後爲之相、而況孔子乎。若輒不能然、則孔子決不爲之臣矣。【淳】

校　勘

（1）本条は、楠本本巻四三には無い。

訓　読

問ふ、胡氏の説は、只是だ孔子　政を爲せば名を正さんことを論ずるのみ(1)、事理は合に此くの如かるべし。設若し衞君孔子を用ひ、孔子　既に之れが臣と爲りて政を爲せば、則ち此の説も亦た通ず可きや否や、と。曰はく、聖人　必ず父を無みするの人に北面するを肯んぜず。若し輒　過ちを改め善に遷るに意有れば(2)、則ち孔子　先に與に約を斷むるを須ちて、此くの如くして方めて他の與に做さん。姚崇を以てすら猶ほ先に十事を以て明皇と約し、然る後に之れが相と爲れり(3)、而るを況んや孔子をや。若し輒　然する能はざれば、則ち孔子決して之れが臣と爲らざらん、と。【淳】

口語訳

質問した、「胡安国氏の説は、孔子が（衛の）政治を執れば（君臣の）名を正すであろうと論ずるのみで、道理としてはそうあるべきでしょう。（しかし）もし衛君が孔子を登用し、孔子がその臣となって政治を執れば、この（胡氏の）説は通じるものなのでしょうか。」と。

（朱熹が）いった、「聖人孔子は父を無きがごとく扱う（輒のような）人に仕えるようなことは決してしない。もし輒が過ちを改め善を実践しようと思うならば、孔子は先ず（輒と）ともに約束して、そうしてはじめて彼（輒）のためにするであろう。（唐の）姚崇にして先ずは十の事を明皇（玄宗）と約束し、それから宰相になったのだ。孔子なら尚更だ。もし輒がそうすることができなければ、孔子は決してその臣とはならないはずだ。」と。【陳淳録】

注

（1）問ふ、胡…るのみ―「胡氏之説、只是論孔子爲政正名」は、詳細不明であるが、例えば『春秋胡氏伝』巻二九、哀公三年の「春、齊國。夏、衛石曼姑帥師圍戚。」の条において、『論語』述而篇第一四条の「冉有謂子貢曰、夫子爲衛君乎。子貢曰、諾。吾將問之。入曰、伯夷叔齊何人也。曰、古之賢人也。怨乎。曰、求仁而得仁、又何怨。出曰、夫子不爲也。」を引用しつつ、父子間の道理により子たる輒は父たる蒯聵に

国君の位を譲るべきとして、「天下豈有無父之國哉。」と述べているのを指すか。

（2）若し輒…有れば―「改過遷善」は、『易』益卦象伝に「君子以見善則遷、有過則改。」とある。

（3）姚崇を…爲れり―「姚崇」は姚崇（六五〇～七二一）、諡は文献、初名は元崇。陝州硤石（河南省）の人。則天武后から玄宗に至るまで仕え、宰相、兵部尚書などを歴任。『旧唐書』巻九六、『新唐書』巻一二四に立伝されている。「十事」は、『新唐書』巻一二四、『資治通鑑』巻二一〇に見える、姚崇が玄宗から宰相になるよう求められた際、仁恕を優先すること、青海地方の回復を断念すること、道理が皇帝の側近にも行われること等、十の要請をなしたのに対し、玄宗がその実行を約した、という故事に基づく。「明皇」は、「玄宗のおくり名〝至道大聖大明孝皇帝〟にもとづく俗称」（田中謙二『資治通鑑』（朝日新聞社中国文明選、一九七四年）第四四七頁。傍点原著）である。

（4）淳―「淳」は、陳淳（一一五三～一二一七）。字は安卿、諡は文安、号は北溪。漳州龍溪県（福建省）の人。朱熹より「南来して、吾が道に陳淳を得るを喜ぶ。」と称賛された朱門屈指の高弟である。『北溪先生性理字義』二巻、『北溪大全集』五十巻がある。一一九〇～一一九一年、一一九九年に朱熹に師事。『宋史』巻四三〇・『学案』巻六八・『資料索引』第二四七一頁・『年攷』第一三四～一六二頁・『門人』第一五一～一五二頁・『書院』第一四三頁などを参照。

［路３・12／四三・二一[1]］

本　文

問、胡氏云云。使孔子得政、則是出公用之也、如何做得此等事。曰、據事理言之、合當如此做耳。使孔子仕衞、亦必以此事告之出公。若其不聽、則去之耳。【廣】

校　勘

（1）本条は、楠本本巻四三には無い。

訓　読

問ふ、胡氏云云。孔子をして政を得しむれば、則ち是れ出公 之れを用ふるなり、如何ぞ此れ等の事を做し得ん、と。曰はく、事理に據りて之れを言へば、合當（まさ）に此くの如く做すべきのみ。孔子をして衞に仕へしむるも、亦た必ず此の事を以て之れを出公に告げん。若し其れ聽かざれば、則ち之れを去るのみ[1]、と。【廣[2]】

口語訳

質問した、「胡氏の説に云々とあります。孔子が（衛の）政治を執ることができれば、出公が孔子を登

用したことになりますが、どうしてこのような（輒をして郢に譲位させる）ことができるでしょうか。」と。

（朱熹が）いった、「道理から言えば、そのように（郢に譲位）しなければならない。孔子が衛に仕えても、やはりきっとこのことを出公に告げるであろう。もしそれが聞き入れられなければ、（出公の許を）去るまでだ。」と。【輔広録】

注

（1）若し其…るのみ―「若其不聽、則去之耳」は、『孟子』万章下篇第九章の「君有過則諫、反覆之而不聽、則去。」を典拠とする。孟子が貴戚（王と同族）の卿と異姓の卿の在り方の違いを説いた際、後者について述べた箇所に当たる。

（2）廣―「廣」は、輔広のこと。「訳注（一）」［路1・3／四三・三］条に既出（その注（4）を参照）。

［路3・13／四三・二二］[1]

本　文

蒯聵與輒、若有一人識道理、各相避就去了。今蒯聵欲入衞、輒不動、則所以處其事者當如何。後世議者皆以爲當立郢、不知郢不肯做。郢之不立、蓋知其必有紛爭也。若使夫子爲政、則必上告天子、下告方伯、拔

郢而立之、斯爲得正。然夫子固不欲與其事也。或謂、春秋書晉趙鞅納世子蒯聵于戚。稱世子者、謂其當立。曰、若不如此書、當如何書之。説春秋者多穿鑿、往往類此。【人傑】

校　勘

（1）本条は、楠本本巻四三には無い。

訓　読

蒯聵と輒と、若し一人道理を識ること有れば、各おの相ひ避就し去き了はれり。今 蒯聵 衞に入らんと欲して、輒動かざれば[1]、則ち其の事に處する所以の者は當に如何すべき。後世の議する者は皆な以て當に郢(えい)を立つべしと爲すも、郢は做すを肯んぜざるを知らず。郢の立たざるは、蓋し其れ必ず紛爭有るを知ればなり。若(も)使し夫子 政を爲せば、則ち必ず上は天子に告げ、下は方伯に告げ[2]、郢を拔きて之れを立て、斯に正しきを得ると爲す。然れども夫子固より其の事に與(あづか)るを欲せざるなり、と。或ひと謂ふ、春秋に「晉の趙鞅 世子蒯聵を戚に納む」と書せり。世子と稱する者は、其の當に立つべきを謂ふ、と。曰はく、若し此くの如く書せざれば、當に如何に之れを書すべけんや。春秋を説く者は穿鑿多し、往往にして此れに類す、と。【人傑[3]】

口語訳

（朱熹がいった、）「蒯聵と輒のうち、もし（どちらか）一人でも道理が分かっていたなら、どちらかが（国君の位を）譲るなり就くなりし（て問題は生じなかっ）たであろう。ここで（『春秋左氏伝』哀公二年四月の記事に見えることとして）、蒯聵が衛に入ろうとしても、輒が動かなければ、いかにしてこの事態に対処すべきか。後世の（この件を）議論するものは皆、（公子）郢を擁立すべきだとするが、郢がそうしたがらなかったことは知らない。郢が（国君に）立たなかったのは、きっとごたごたの争いが起こると知っていたからに違いない。もし孔子が（衛の）政治を執れば、必ずや上は（周の）天子に報告し、下は諸侯に報告し、郢を抜擢してこれを擁立し、ここに（名は）正されることになる。しかし孔子はそもそもこの件に関与したくなかったのだ。」と。

ある人が質問した、『春秋左氏伝』（哀公二年四月の条）に、「晋の趙鞅は、世子蒯聵を戚国に入れた」とあります。「世子」と称される者は、（国君として）立つべきだという意味です。」と。

（朱熹が）いった、「もしそう書かなかったなら、一体どう書くというのか。『春秋左氏伝』について説く者には穿ち過ぎ（の説）が多く、たいてい（君がいま言った）この手（の説と同様）のものだ。」と。【万人傑録】

注

（1）今蒯聵…ざれば―「春秋書晉趙鞅納世子蒯聵于戚」は、『春秋左氏伝』哀公二年の「夏四月丙子」の条に「晉の趙鞅 世子蒯聵を戚に納む」と見えるのを指す。衛の蒯聵が晉に亡命し、その晉の趙鞅（趙簡子）が衛側の内応者十余人と謀って蒯聵を衛の属国である戚に入国させた事件。最終的に出公輒の衛は蒯聵を退けた。『史記』巻三七「衛康叔世家」の霊公四十二年六月乙酉の条にも詳細に記されている。この事件を含めて、朱熹は一貫して父子の「道理」をめぐる問題として蒯聵と輒のことを取り上げている。

（2）則ち必…に告げ―「必上告天子、下告方伯」は、『春秋胡氏伝』桓公十五年「許叔入于許」の条に、「則當伸大義、上告諸天王、下赴諸方伯、求復其國。」とある。

（3）人傑―「人傑」は、万人傑。字は正淳（正純とも）、興国軍大冶県（湖北省）の人。初め陸九齢・陸九淵に師事。陸九淵より、曹立之とともに「利害の爲に動く所とならざる」人物として評価される。南康で朱熹に会見して朱門に転ずる。一一八〇～八一年、一一八八～八九年、一一九三～一一九四年、一一九六～一一九七年、一一九九年に朱熹に師事。『学案』巻六九・『資料索引』第三二二七頁・『年攷』第六二～八二頁・『門人』第一七一頁・『書院』第八二頁などを参照。

［路３・14／四三・二三］[1]

本　文

叔器問、子郢不肯立、也似不是。曰、只立輒時、只是蒯聵一箇來爭。若立它時、則又添一箇來爭、愈見事多。人以千乘之國讓之[2]而不肯受、它畢竟是看得來惹手難做後、不敢做。【義剛】

校勘

（1）本条は、楠本本巻四三には無い。

（2）「讓」は、朝鮮整版本・正中書局本では、「與」に作る。

訓読

叔器問ふ[1]、子郢立つを肯んぜざるも、也た是ならざるに似る、と。曰はく、只だ輒を立つるのみの時、只是だ蒯聵一箇來たりて爭ふのみ。若し它を立つる時、則ち又一箇を添へて來たりて爭ひ、愈いよ事多きことを見ん。人の、千乘の國を以て之れに讓りて受くるを肯んぜざるは、它 畢竟是れ看得來たりて手を惹きて做し難くして後[2]、敢へて做さざるなり、と。【義剛[3]】

口語訳

叔器が質問した、「子郢が（国君に）立とうとしなかったことも間違いであったようですね」と。

（朱熹が）いった、「輒が立っただけのときは、蒯聵一人がやって来て争っただけであった。もし彼

（公子郢）が立ったなら、更にもう一人がやって来て争う（ことになる）ので、ますますことが大きくなると分かる。千乗の大国を譲られても受けない（郢のような）人は、つまりは（事が）やっかいで手に負えないのを見たので、どうしても手が出せなかったのだ」と。【黄義剛録】

注

（1）叔器問ふ―「叔器」は、胡安之。白斎と号する。袁州萍郷（宜春とも）県（江西省）の人。師事期は不明であるが、『年攷』は、「かれが朱門に登ったのはかなり年少の時であった」とする（第二三九頁）。『学案補遺』巻六九・『資料索引』第一五九一頁・『年攷』第二三九頁・『門人』第一一四頁・『書院』第二〇三頁などを参照。

（2）它畢竟…して後―「後」は、『考文解義』には「後、讀如故字之意、謂郢知其難而不做也。」とある。従ってここでは「ゆえに」の意味で訳出した。

（3）義剛―「義剛」は、黄義剛。字は毅然、撫州臨川県（江西省）の人。兄・義勇とともに朱熹に師事。「文公に事ふること最も久しく、議論尤も根據有り」という。一一九三年、一一九九～一二〇〇年に朱熹に師事。『学案』巻六九・『資料索引』第二九一五～二九一六頁・『年攷』第二三四～二四五頁・『門人』第一七九～一八〇頁・『書院』第一八〇頁などを参照。

［路４］樊遲請學稼章

○樊遲請學稼、子曰、吾不如老農。請學爲圃。曰、吾不如老圃。【種五穀曰稼、種蔬菜曰圃。】樊遲出。子曰、小人哉，樊須也。【小人、謂細民、孟子所謂小人之事者也。】上好禮、則民莫敢不敬。上好義、則民莫敢不服。上好信、則民莫敢不用情。夫如是、則四方之民襁負其子而至矣、焉用稼。【好、去聲。夫、音扶。襁、居丈反。焉、於虔反。○禮義信、大人之事也。好義、則事合宜。情、誠實也。敬服用情、蓋各以其類而應也。襁、織縷爲之、以約小兒於背者。○楊氏曰、樊須遊聖人之門、而問稼圃、志則陋矣、辭而闢之可也。待其出而後言其非、何也。蓋於其問也、自謂農圃之不如、則拒之者至矣。須之學疑不及此、而不能問。不能以三隅反矣、故不復。及其既出、則懼其終不喻也、求老農老圃而學焉、則其失愈遠矣。故復言之、使知前所言者意有在也。】

［路４・１／四三・二四］(1)

本　文

樊遲學稼、當時須自有一種説話、如有爲神農之言許行、君民並耕之説之類。【炎】

校勘

（1）本条は、楠本本巻四三には無い。

訓読

樊遲 稼を學ぶは、當時須らく自から一種の説話有るべし、「神農の言を爲す許行有り[1]」、君民並びて耕すの説の類の如し[2]。【炎[3]】

口語訳

「樊遲 稼を学ぶ」については、（その背景として）当時すでにある種の説があったに違いない。（例えば『孟子』滕文公上篇に）「神農の言を為す者許行有り（神農の言葉を実践する者として許行という人物がいた）」とか、君主と民とが肩を並べて耕すなどと説く類のものだ。【劉炎録】

注

（1）「神農の…行有り」―「有爲神農之言許行」は、『孟子』滕文公上篇第四章に「有爲神農之言者許行。」とあるのを典拠とする。許行は戦国期のいわゆる「農家」の思想家。前出『孟子』では、その弟子達について、「其徒數十人、皆衣褐捆履織席、以爲食。」と記され、許行自身についても、「必種粟而後食」「衣

褐」「冠素」「以釜甑爨、以鐵耕」をなす人物として言及される。「神農」は、神話上の帝王である「三皇」の一。『史記』巻一などを参照。

（2）君民並 … の如し ―「君民並耕」は、近い表現で『孟子』滕文公上篇第四章に「陳相見孟子、道許行之言曰、……賢者與民並耕而食、……。」とある。また、『漢書』藝文志「農九家、百十四篇。」の賛に「君臣並耕。」とある。

（3）炎―「炎」は、劉炎。字は潜夫、撝堂と号す。邵武軍邵武県（福建省）の人。もとの名は琰。朱熹の祭文を執筆した。一一八九年、一一九四年に朱熹に師事。『学案』巻六九・『資料索引』第三八五〇頁・『年攷』第九八頁・『門人』第二一二頁・『書院』第一二五頁などを参照。

［路5］誦詩三百章

○子曰、誦詩三百、授之以政、不達。使於四方、不能專對。雖多亦奚以爲。【使、去聲。○專、獨也。詩本人情、該物理、可以驗風俗之盛衰、見政治之得失。其言溫厚和平、長於風諭。故誦之者、必達於政而能言也。○程子曰、窮經將以致用也。世之誦詩者、果能從政而專對乎。然則其所學者、章句之末耳、此學者之大患也。】

［路５・１／四三・二五］

本　文

亞夫問、誦詩三百、何以見其必達於政。曰、其中所載可見。如[1]小夫賤隷閭黨[2]之間、至鄙俚之事、君子平日耳目所不曾聞見者、其情狀皆可因此而知之。而聖人所以修德於己、施於事業者、莫不悉備。於其間所載之美惡、讀誦而諷詠之、如是而爲善、如是而爲惡。吾之所以自修於身者、如是是合做底事、如是是不合做底事。待得施以治人、如是而當賞、如是而當罰、莫不備見。如何於政不達。若讀詩而不達於政、則是不曾讀也。又問、如何使於四方必能專對。曰、於詩有得、必是於應對言語之間、委曲和平。【賀孫】

校　勘

（１）「如」―楠本本は、「如」字の前に「有」がある。

（２）「黨」―「黨」は、楠本本・和刻本・朝鮮整版本・正中書局本では「巷」に作る。

訓　読

亞夫問ふ[1]、詩三百を誦するは、何を以てか其の必ず政に達するを見ん、と。曰はく、其の中に載する所に見る可し。小夫賤隷閭黨の間より、鄙俚の事に至るまで、君子平日の耳目の曾て聞見せざるの如きは、其

の情狀皆な此こに因りて之れを知る可し。而して聖人の、德を己に修め、事業に施す所以の者は、悉く備はらざるは莫し。其の間に於いて載する所の美惡は、讀誦して之れを諷詠し、是くの如くして善と爲し、是くの如くして惡と爲す。吾の自ら身に修むる所以の者の、是くの如きは是れ合に做すべき底事、是くの如きは是れ合に做すべからざる底事なり。施して以て人を治むるを待ち得るに[2]、是くの如くして當に賞むべく、是くの如くして當に罰すべきは、備さに見はれざるは莫し。如何ぞ政に達せざらん。若し詩を讀みて政に達せざれば、則ち是れ曾て讀まざるなり、と。又問ふ、如何ぞ四方に使ひして必ず能く專り對ふ、と。曰はく、詩に得ること有れば、必ず是れ應對言語の間に於いて、委曲和平なり、と。【賀孫[3]】

口語訳

曼亜父（淵）が質問した、「『詩三百を誦し』といいますが、（『詩経』の言葉が）どうやって政治に通じるのを見ることができるのでしょうか。」と。

（朱熹が）いった、「そ（の『詩経』）のなかに見ることができる。つまらない男や賤しい者、街角のことから、田舎や民間のことに至るまで、君子が普段見聞きすることができないようなことの、その実際がこれによって分かるのだ。聖人が己の徳を修め、その事業において発揮する上で要となることは、何であれ備わっていないことはない。そこ（『詩経』）に描かれている善悪（の出来事）については、それを読んで朗詠して、このようなことが善とされ、このようなことが悪とされる（と知るのだ）。（それを通じて）

自分が身を修める要としては、このようなことはなすべきこと、このようなことはなすべきではないこと（と分かるのだ）。（次いで、徳を）施して人を統治する段になれば、このようなことは賞賛されるべき、このようなことは罰せられるべき（ということ）が、すべて記されていないことはない。どうして政治に通じないというのか。もし『詩経』を読んで政治に通じないのであれば、それは全く読んだことがない（も同然な）のだ。」と。

（曼亜父が）さらに質問した、「いかにして「四方に使いして必ず能く専り対う（四方に使者として赴いて常に一人で対応できる）」のでしょうか。」と。

（朱熹が）いった、「『詩経』から学び取ったならば、必ずや人との応対や（人と交わす）言葉が丁重で穏和になる（から、一人でも対応できる）のだ。」と。【葉賀孫録】

注

（1）亞夫―「亜夫」は、曼亜父のこと。［路3・1／四三・一〇］条に既出（その注（4）を参照）。

（2）施して…得るに―「待得」は、等到（～してから、～になって）の意。

（3）賀孫―「賀孫」は、葉賀孫のこと。「訳注（一）」［路1・3／四三・三］条に既出（その注（6）を参照）。

（［路3・8／四三・一七］～［路5・1／四三・二五］条担当　志村　敦弘）